

魅力全開・常陸太田の会規約

- 1 (名 称) 本会は、魅力全開・常陸太田の会と称する。
 - 2 (事 務 所) 本会の主たる事務所は、常陸太田市に置く。
 - 3 (目 的) 本会は、民主主義の理念に基づき、持続可能な魅力ある常陸太田の実現のために必要な政治活動を行うことを目的とする。
 - 4 (事 業) 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 研究会、講演会等の開催
 - (2) 機関紙、その他の印刷物の発行
 - (3) 関係方面の宣伝活動
 - (4) その他本会の目的達成のために必要な事業
 - 5 (会 員) 本会の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。
 - 6 (役 員) 本会に次の役員をおく。
会長 1 名、副会長 1 名、幹事若干名、会計責任者 1 名、
会計職務執行者 1 名、監事 2 名
 - 7 (役員を選出及び任期)
 - (1) 役員は総会において選出する。
 - (2) 役員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
 - 8 (会 長) (1) 会長は、毎年 1 回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
(2) 会長は、必要に応じ役員会を招集する。
 - 9 (経 費) 本会の会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。
 - 10 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。
 - 11 (会計監査) 会計責任者は、本会の経理につき年 1 回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。
 - 12 (規約の改廃)
本規約の改席は、総会において決定する。
 - 13 (補 足) 本規約に定めのない事項については、役員会で決定する。
- 付 規
本規約は、令和 3 年 3 月 1 日より実施する。